八十七　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×0.5 算式の符号 A　災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
八十八　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十九　鳥獣の駆除に要する経費があること	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
九十　被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する被災者見守り・相談支援等事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
九十一　利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費があること。	河川法第五十一条の二に規定する利水ダム等の事前放流による損失の補塡に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
九十二　都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費があること。	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十九　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×0.5 算式の符号 A　災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
九十　博物館等を中核とした文化クラスター推進事業に要する経費があること。	国の補助金を受けて施行する博物館等を中核とした文化クラスター推進事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］